

健臓発 1005003 号  
平成19年10月5日

日本内科学会理事長 殿

厚生労働省健康局  
疾病対策課臓器移植対策室長



臓器移植等における人工硬膜の使用歴の取扱いについて

硬膜移植歴がある者からの臓器提供に関しては、各臓器（眼球を含む）の臓器提供者（ドナー）適応基準の別紙『『クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い』の取扱い』により提供を見合わせるものとされていますが、使用された硬膜が生物由来でないことが確認された場合については硬膜移植歴に該当しない旨の通知を、別添の通知健臓発 1005001 号のとおり社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知しましたので、貴職におかれては、上記について御了知いただくとともに、関係者に対する周知方御配慮願います。

なお、同趣旨の通知を各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長並びに社団法人日本医師会会長、日本移植学会理事長、文部科学省高等教育局長あてに送付していることを申し添えます。